

答申第173号（諮問第231号事案）

答 申

第1 審査会の結論

宮城県知事が行った決定は、妥当である。

第2 審査請求に至る経過

- 1 審査請求人は、平成30年11月15日、情報公開条例（平成11年宮城県条例第10号。以下「条例」という。）第5条第1項の規定により、宮城県知事（以下「実施機関」という。）に対し、「生活保護申請を却下した処分（みなし却下を含む）を不服として提起された取消訴訟，不作為の違法確認訴訟又は義務付け訴訟の訴状及び判決書のうち，当該請求の全部又は一部が認容されたものに係るもので，かつ，その判決の日を基準として直近の5件に係るもの（係属中であるものを除外した上，判決の日の最も新しいものから5件分という趣旨）」について，開示の請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
- 2 実施機関は，本件開示請求に対し，行政文書不存在決定（以下「本件処分」という。）を行い，行政文書が存在しない理由を「上記に係る訴訟を提起されていないため」として，平成30年11月27日付けで審査請求人に通知した。
- 3 審査請求人は，平成31年2月25日，本件処分を不服として，行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により，実施機関に対し審査請求を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

- 1 審査請求の趣旨
審査請求の趣旨は，本件処分の取消しを求めるといものである。
- 2 審査請求の理由
審査請求人の主張する審査請求の理由は，審査請求書において述べている内容によると，次のとおりである。

本件処分には，行政文書が存在しない理由として，「上記に係る訴訟を提起されていないため。」と附記されていることから，その当否につき審理を乞う。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が弁明書において述べている内容は、次のとおりである。

本件開示請求に係る行政文書の存否の確認にあたっては、書庫の調査、宮城県訟務資料の閲覧による調査及び保存文書のデータ検索を行ったが、該当する行政文書は存在しなかった。

以上のことを踏まえれば、該当する行政文書は不存在であると認められることから、本件処分に違法又は不当な点はない。

第5 審査会の判断理由

1 条例の基本的な考え方

条例は、「地方自治の本旨にのっとり、県民の知る権利を尊重し、行政文書の開示を請求する権利」を明らかにすることにより、「県政運営の透明性の一層の向上を図り、もって県の有するその諸活動を説明する責務が全うされるようにするとともに、県民による県政の監視と参加の充実を推進し、及び県政に対する県民の理解と信頼を確保し、公正で開かれた県政の発展に寄与することを目的」として制定されたものであり、原則公開の理念の下に解釈され、及び運用されなければならない。

当審査会は、この原則公開の理念に立って、条例を解釈し、以下のとおり判断するものである。

2 本件対象文書について

本件審査請求に係る行政文書は、生活保護申請を却下した処分（みなし却下を含む）を不服として提起された取消訴訟、不作為の違法確認訴訟又は義務付け訴訟の訴状及び判決書のうち、当該請求の全部又は一部が認容されたものに係るもので、かつ、その判決の日を基準として直近の5件に係るもの（以下「本件対象文書」という。）である。

3 本件対象文書の不存在について

実施機関からの聞き取り調査及び弁明書で述べている説明によれば、書庫内の文書及び宮城県が原告及び被告として関係していた訴訟を取りまとめた宮城県訟務資料の調査並びに保存文書のデータ検索を行ったが、該当する行政文書は存在しなかったとのことであり、探索の方法及び範囲に問題はないと認められる。

当審査会では、文書規程（昭和43年宮城県訓令甲第4号）第41条において、訴訟等に関する文書の保存年限が30年とされていることから、あらためて、保存されているその期間の訴訟に係る行政文書の確認と複数の判例検索サービスを用いての調査を実施したが、実施機関の説明を覆すに足る事情は認められなかった。

よって、本件対象文書が存在しないという実施機関の説明に、特段不合理、不自然な点はなく、首肯し得るものと認められる。

4 結論

以上のとおり、実施機関において本件対象文書につき、これを保有していないとして不存在であるとした本件処分は、妥当であると判断した。

第6 審査の経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別紙

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
平成 31. 3. 26	○ 諮問を受けた。(諮問第 231号)
令和 元. 11. 18 (第 397回審査会)	○ 事案の審議を行った。
令和 元. 12. 23 (第 398回審査会)	○ 事案の審議を行った。

(参考)

宮城県情報公開審査会委員名簿（五十音順）

（令和2年2月19日現在）

氏名	区分	備考
青木 ユカリ	特定非営利活動法人 せんだい・みやぎNPOセンター 常務理事兼事務局長	
蘆立 順美	東北大学大学院法学研究科教授	会長職務代理者
板 明 果	宮城大学事業構想学群講師	
十河 弘	弁護士	会長
松尾 大	弁護士	